告示

これまで、公式計量におけるオーバーウエイトに関しては、『オーバーウエイト(体重超過)に関する規程(平成 30 年 9 月 14 日付)』に基づき運用してきたが、令和 3 年 6 月 1 日より同規程を下記の通り改定する。

記

【改定内容】

『オーバーウエイト(体重超過)に関する規程(平成 30 年 9 月 14 日付)』に下記条項を追加する。

- 3. 上記一、1. 及び2. ①に基づき試合を中止する場合以外に、公式計量を行わず (計量会場に現れない場合を含む)、試合3日前以降に体重超過が明らかな理由(減量失敗による体調不良を含む)により試合が中止となった場合。
 - ・上記二、1. (1年間のライセンス停止処分等) に準ずる。

【改定理由】

これまでの規定では、公式計量における体重超過が契約体重の3%以上もしくは未満により、それぞれペナルティー及び処分を規程していたが、近時、公式計量をせず(計量器に乗らず)直前での試合キャンセルが急増していることから、公式計量の実効性を担保する意味において、体重調整の失敗による試合キャンセル全般を、体重超過と同様のペナルティー及び処分とする。

【適用】

令和3年6月1日

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション

オーバーウエイト (体重超過) に関する規定

一般財団法人日本ボクシングコミッションルール第96条 (オーバーウエイト) 3 項に基づき、体重超過で計量失格となったボクサー (外国人ボクサーを含む) に関する試合出場の可否、ペナルティー及び処分についての規定は以下のとおりとする。

一、試合出場の可否

- 1. 公式計量において、体重超過が契約体重の3%以上の場合 JBCルール第96条2項に基づく2時間の猶予は与えない。よって計量失格となり試 合出場は不可。(試合は中止)
- 2. 公式計量において、体重超過が契約体重の3%未満の場合
 - JBCルール第96条2項に基づき2時間の猶予が与えられる。
 - 2 時間の猶予後も体重超過の場合
 - ① 計量失格とし、試合出場は不可。(試合は中止)
 - ② 試合を中止しない場合は、試合当日に再計量を義務付ける。再計量時の体重が契約体重を8%以上超過した場合、試合出場は不可。(試合は中止)

二、ペナルティー及び処分

- 1. 上記一、1. 及び2. ①に基づき試合を中止する場合
 - ・ファイトマネー相当額を制裁金として2週間以内にJBC へ納めなければならない。 ※ただし個別契約により、試合をキャンセルした際の対戦相手・プロモーターへの 損害補償が事前に決められている場合は、それを以って制裁金の代わりとすることができる。
 - ・1年間のライセンス停止処分とする。
 - ・次戦以降は1階級以上の階級への転向を義務付ける。
 - ・体重超過したボクサーのマネージャーを戒告処分とする。
- 2. 上記一、2. ②に基づき試合を中止しない場合
 - ・ファイトマネー相当額の20%を制裁金として2週間以内にJBC へ納めなければならない。
 - ※ただし個別契約により、オーバーウエイトした際の対戦相手への損害補償が事前 に決められている場合は、それを以って制裁金の代わりとすることができる。
 - ・6か月のライセンス停止処分とする。
 - ・体重超過したボクサーのマネージャーを厳重注意処分とする。

3. 上記一、1. 及び2. ①に基づき試合を中止する場合以外に、公式計量を行わず (計量会場に現れない場合を含む)、試合3日前以降に体重超過が明らかな理由(減量 失敗による体調不良を含む)により試合が中止となった場合。

・上記二、1. に準ずる。

以上

令和3年5月19 日 一般財団法人日本ボクシングコミッション